

県民意見の内容と県の考え方・対応

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
1	<p><b>第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向</b>  <b>2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況</b></p> <p>海岸漂着物処理推進法では、海岸管理者はその管理する海岸の土地において海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、実際には海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状であり、回収ボランティアや地域の多様な関係機関の協力・参画が必要であるのに加え、回収処理に係る費用の確保も大きな課題となっている。</p>	<p>海岸管理者がどういった人や機関なのか、あらためて表記してほしい。</p>	<p>地域計画に海岸管理者の説明を追加記載します。</p> <p>「<u>海岸の管理については、海岸法(昭和31年5月12日公布)の第5条、第37条の3等に定められており、海岸保全区域及び一般公共海岸の管理は海岸管理者が行うとされている。沖縄県における、港湾区域や漁港区域を除く海岸保全区域及び一般公共海岸の管理者は沖縄県知事(各地域の土木事務所、農林土木事務所、農林水産振興センター)であり、また、港湾区域においては港湾管理者の長、漁港区域においては漁港管理者の長が海岸管理者となる。なお、海岸管理者との協議に基づき、恩納村長及び渡嘉敷村長が地域の海岸管理を行っている。</u>」</p> <p>→<a href="#">沖縄県地域計画へ反映</a></p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
2	同上	<p>海岸管理者の役割に積極的に予算措置する(積極的に予算獲得の行動をする)役割を明記したほうが良い。計画書の基調に漂着問題の解決をボランティア活動主としたいという思惑があるように思われる。確かにこれはある意味では理想であるが、これが機能するには少なくとも10-15年は必要であろう。</p> <p>一方、絶対量からボランティアだけでは無理な所も多い。ボランティア活動の活発な所と不公平にならないように配慮して、回収・処理に公的資金を使うべきと考えます。段階的にボランティアに担ってもらう量を増やせば良いということです。</p>	<p>県内の海岸漂着物等の対策においては、海岸管理者や地元市町村で回収・処理に努めているものの、通常の管理の範疇を超えるもので負担も大きく、繰り返し漂着することから、十分な対策を講じることが困難な状況にあります。したがって、海岸管理者や地元市町村の取組みに加え、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠な状況といえます。</p> <p>また、近年沖縄県内ではボランティア清掃活動の意識が高まりをみせていることから、地域計画では「海岸漂着物等の回収には、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。」としており、官民の相互協力により効果的に対策を進める必要があると考えております。</p>
3	<p><b>3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性</b></p> <p>(1) 海岸漂着物の円滑な処理</p> <p>① 海岸管理者等の処理の責任等</p> <p>ア 海岸管理者等の処理の責任</p> <p>イ 市町村の協力義務</p>	<p>海岸清掃のボランティアをすると、ボンベや廃油ボール、注射器などの危険なものが落ちていることがある。自分たちでは処理ができないし、どこが処理をするのかははっきりしないので、海岸に放置しなければならない状況である。これから、海岸清掃活動を広めていきたいと思っているが、拾うだけでなくきちんと処理をしなければ意味がない。処理方法があいまいな危険物があることは、一般の人にとって危ないし、海岸清掃をする人にとってもそのモチベーションを損なうものであるので、ぜひ、危険物を発見したときの連絡先等を決めて、一般に周知させてもらいたい。</p>	<p>平成23年度海岸漂着物対策事業で実施した宮古諸島・八重山諸島における「関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り」では、住民が危険物を発見した場合の連絡先を海岸管理者、市町村、海上保安部の3者いずれかとし、また品目別の行政機関相談窓口を整理しました。これらの事業成果は、地域計画の資料6「関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくり」に記載し、県HPで周知いたします。</p> <p>なお、危険物の処理については各地域の実情に応じた体制が必要となることから、県内の他の地域につきましては、資料6を参考に検討を進めていただきたいと考えております。</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
4	<p><b>3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性</b></p> <p>(1) 海岸漂着物の円滑な処理</p> <p>③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項</p> <p>エ 廃棄物処理施設の整備の促進</p> <p>沖縄県は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な措置を講ずるものとする。特に廃棄物処理施設が十分でない離島地域等においては、運搬ルート合理化など効率的な処理体制の構築を図るとともに、必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を促進するものとする。</p>	<p>将来的に特に海上運搬が必要な離島地域には漂着物専用焼却炉を導入し、島内で漂着物の処理ができるようにしていただきたい。</p> <p>【理由】離島地域は、ボランティア清掃の支援も十分ではなく、その上、島内に処理施設がないためにゴミを処理できる島まで海上運搬しなければならない現状があり、そのために漂着ゴミ回収も制限されている。漂着し続けるごみの回収と処理のためにも処理施設の整備は、必須だと思う。</p>	<p>海岸漂着物を含む一般廃棄物の処理施設は市町村で整備、運営することとなり、沖縄県では施設整備を希望する市町村に対して、各種経済対策基金の活用や循環型社会形成推進交付金制度による支援を行っております。</p> <p>また、平成22年度には、海岸漂着物の処理コスト低減を目的とした「小型プラント導入等による現地での効果的かつ経済的な回収処理方法に関する調査」を実施し、その調査結果を各市町村へ説明しております。</p> <p>引き続き、必要な廃棄物処理施設の整備を促進してまいります。</p>
5	<p><b>3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性</b></p> <p>(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制</p> <p>海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。</p>	<p>道路清掃や植栽の剪定、除草等の受託事業者への海岸ごみ問題の普及啓発ならびに、除草等の事業では、草刈だけではなく、散乱ごみの回収も義務付けることなどを、発注時に明記する。</p> <p>【理由】路上や市街地の散乱ごみ等が、河川等を経由して海に流入し、海岸漂着ごみの一部となっているため。</p>	<p>ご指摘の道路管理業務については、道路管理者である国、県、市町村、西日本高速道路(NEXCO 西日本)が、それぞれ管理する道路において実施しており、県では委託範囲に散乱しているゴミは回収するよう指示しております。</p> <p>今後とも、「美ら島環境美化条例」に基づき、関係機関と連携した散乱ゴミ防止等の普及啓発に努めてまいります。</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
6	<p>3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性</p> <p>(5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項</p> <p>① 環境教育及び普及啓発</p> <p>沖縄県は、環境教育の推進に必要な施策(環境保全等に関する教育や学習の振興等)を講ずること、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を図るとともに、自発的な美化活動を促進するものとする。更には、NPO等その他の民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っていることから、沖縄県は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めるものとする。</p>	<p>漂着物対策は、ゴミの処理という観点と、発生抑制という観点が必要で、発生抑制の1つの大きな柱は環境教育及び普及啓発である。</p> <p>これには、教材作成のための費用がかかったり、その利用についての行政のサポートが必要であるので、今後も環境教育及び普及啓発にかかわる委員会やワーキンググループの継続を望む。</p>	<p>平成22・23年度海岸漂着物対策事業で実施した「県内からの海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発事業」では、熱心に活動する民間団体等と連携し、多くの成果を得ることができました。</p> <p>これらのことから、平成24年度以降、海岸漂着物対策活動推進員制度について検討を行う予定としております。ご提案の内容は制度検討の際の参考意見とさせていただきます。</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
7	<p>3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性</p> <p>(5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項</p> <p>③ 技術開発、調査研究の推進</p> <p>イ 海洋漂着物等の処理等に関する技術</p> <p>また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の処理施設や処理費用等の対応が十分でない離島等においては、対策を進める上で大きな利点となると考えられる。このため、沖縄県は多様な物質を含む海岸漂着物等について、適正かつ効率的な処理技術や、循環型社会にふさわしいリサイクル技術に関する調査研究の推進に努めるものとする。</p>	<p>漂着物のリサイクル施設が出来ることを望みます。</p> <p>【理由】環境や資源を考慮することから漂着物のリサイクルが出来れば、新たな産業が生まれるのではないかと。そして、回収する人も増えるかもしれない。</p>	<p>平成22・23年度海岸漂着物対策事業で実施した漂着実態詳細調査の調査結果から、県内各地域の漂着物は、共通して廃プラスチック類(ペットボトル、漁業用ブイ、発泡スチロール等)が大きな割合を占めていることが明らかとなっております。</p> <p>廃プラスチック類のリサイクルはすでに様々な手法が確立されていますが、漂着ごみを対象としたリサイクルには技術的な課題(塩分、塗装、貝類等付着物の除去等)や、事業面での課題(原料の安定供給、原料の品質、採算等)があり、リサイクルが進んでいないと考えられます。</p> <p>沖縄県では漂着物を含めた廃棄物全般のリサイクルシステム構築に向けて、さらなる調査研究を進めてまいります。</p>
8	<p>第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画</p> <p>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>海岸漂着物等に係る様々な情報のうち、特にその共有に努めるべき事項等は、以下に列記する点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各海岸における海岸漂着物等の漂着量や被害の状況</li> <li>海岸清掃の実施に係る情報</li> <li>海岸清掃方法や運搬処理に係る情報</li> <li>行政が実施する海岸漂着物等の対策に係る情報</li> <li>海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報</li> </ul>	<p>海岸清掃だけでなく、「海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報」を明文化した点は素晴らしいと思います。</p> <p>沖縄県において海岸のゴミは漂着物だけでなく不法投棄も多く、県民の意識改革なくしてゴミの減少は無いと思います。</p> <p>しかしながら、この点における県全域での普及啓発・環境教育に係る人、団体及び行政の情報交換、共有の場がないと思います。(現在は普及啓発ワークグループというものがあり、その役割を果たしていると聞いています)</p> <p>ぜひ、何らかの形で普及啓発・環境教育に係る人、団体及び行政が集まって普及啓発の情報交換と人材育成をする場を県主導で作って頂ければ良いのではないかと思います。</p>	<p>No.6の見解と同じ</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
9	<p><b>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項</b>  <b>(1) 情報の共有</b></p> <p>情報を共有するにあたっては、行政機関が構築する連絡体制や地域関係者による情報ネットワーク、あわせてインターネットやマスコミ等を有効に活用することを前提として、関係者全体の協力の基で情報を効率的かつ適切に集約・整理し、更には延滞なくその情報を公表できる体制の構築を目指すものとする。</p>	<p>「インターネットやマスコミ等を有効に活用」とあるが、今年度を含めて八重山地域では県が業務として行っている海岸清掃の状況(場所・日時・清掃結果)等、新聞などに掲載された事例は全くない。以前から意見として出しているが、普段誰も行かない海岸のごみを、誰も見えていない状況でいつの間にか清掃が行われてしまっは、そこにごみがあったこと、それを多額の税金をかけて片づけたこと等を一般市民は全く知らないで終わってしまう。知っているのは作業員だけである。普及啓発上問題であると考え。ボランティア清掃では普通に行っていることを、業務で行われる清掃でも行ってほしい。</p>	<p>平成23年度は、重点対策区域における漂着物回収処理事業を実施しております。その実施状況は協議会の資料として整理し、マスコミへ公表しているところですが、ご指摘のとおり清掃状況に関する新聞掲載はありませんでした。</p> <p>本事業における清掃箇所や回収量等の成果については、回収事業がすべて終了した段階で整理し、マスコミや各地域の情報ネットワークへ改めて情報提供したいと考えております。</p> <p>なお、宮古諸島・八重山諸島で実施した「関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り」では、清掃情報の共有化を進めてきました。今後は、ボランティア清掃活動や行政による清掃事業等の情報の共有化が進むものと考えております。</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
10	<p><b>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項</b> <b>(2) 海岸清掃計画の策定</b></p> <p>海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分(国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分)等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。</p>	<p>「地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある」として地域で活動する人や団体と行政が情報交換し効率的な清掃活動が進み予算も有効に活用されるものと期待しています。</p> <p>理想的には「地域の関係者の意見を踏まえた上で、清掃体制の整備計画を策定するよう務めるものとする」から一步踏み込んで「沖縄県の主導によって年1回以上、地域で活動する人や団体を含む関係者協議を各地域で実施する」等の具体的な内容が追加明文化されるともっと良いと思います。</p>	<p>宮古諸島・八重山諸島で実施した「関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り」では、海岸清掃計画の必要性や、地域関係者による情報交換を検討してきました。平成24年度からは、海岸清掃に係る連絡調整会議を年1回開催することが決定しており、これらの事業成果は地域計画の資料6「関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくり」に記載いたします。</p> <p>県内の他の地域につきましては、資料6を参考に、必要に応じて海岸清掃計画の策定や、関係者による情報交換を検討していただきたいと考えております。</p> <p>なお、それらを検討する際には、情報提供や助言等の支援を行っていききたいと考えております。</p>
11	<p><b>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項</b> <b>(3) 回収体制の確立</b> <b>① 回収体制の基本方針</b></p> <p>加えて、同地域内の地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。</p> <p>(中略)また、主な地域関係者の役割分担は以下のとおりとする。</p> <p>地域住民、民間団体、NPO等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。</p>	<p>回収事業への協力等について、民間団体・NPO等については、海岸清掃活動を目的とした活動をそもそも行っているのであろうから、自発的にうごけるのであろうが、「地域住民」にたいしてはどのように「回収事業への協力等を行う」ように伝えるのか?あるいはそのような仕組み作りが「必要である」程度のコメントのみで終わるのか?</p>	<p>行政機関が実施する回収事業等は、ボランティアとして地域住民や地元企業に協力していただく場合や、地域住民による回収作業を業務として発注する場合等、様々な形態により実施しております。</p> <p>回収事業へのご協力やその周知の方法については、発注する行政機関やその事業内容により異なりますので、地域計画では具体的な手法や体制については言及しておりません。</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
12	<p><b>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項</b>  <b>(3) 回収体制の確立</b>  <b>① 回収体制の基本方針</b></p> <p>市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。</p> <p>海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。</p>	<p>ボランティア清掃の支援について、時には、海岸管理者も柔軟にボランティア清掃の支援をできる仕組みをつくる(例えば、イベント等の大規模なボランティア清掃の際に軍手等支給していただくとか)。</p> <p><b>【理由】</b>市町村の経済的負担軽減のため。</p>	<p>地域計画では、市町村がボランティア清掃を支援し、海岸管理者が漂着被害の実情に応じた対策を講じることとしております。この方針にもとづき、地域関係者の役割分担に応じた取り組みを進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、各部局の施策に合致するイベント等を開催するにあたっては、その行事の趣旨や効果、規模等に応じて共催又は後援(協賛含む)等による支援の仕組みがあります。</p>



	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
13	<p><b>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項</b>  <b>(3) 回収体制の確立</b>  <b>① 回収体制の基本方針</b></p> <p>海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。</p>	<p>関係者の役割分担の中で、海岸管理者については、回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議を行うとされているが、市町村等での処理が困難と予想されるごみについては、「対応の協議」にとどまらず、回収そのものについても対応すべきではないか。</p> <p>特に、薬品入りの容器やガスボンベなどの危険物については、明確に対応できるようなルールを決めておかなければ、結果的に海岸に放置され事故につながる可能性もある。</p> <p><b>【理由】</b>危険な漂着物についてのガイドラインは、国では国交省の河川局海岸室が作成し、海岸管理者に配布されている。</p> <p>他県においても、薬品入りポリタンク等の危険ごみについては、市町村ではなく県の海岸管理部局が対応している事例が多い。</p>	<p>沖縄県は160の島嶼からなる離島県であり、県全体で約2,027kmの海岸線延長(全国第4位)を有しております。</p> <p>このように、海岸管理者が抱える海岸は長大であり、また離島においては海岸管理者が不在であること等から、回収困難なごみをすべて回収することは困難であり、地域計画では「対応協議」としております。</p> <p>なお、回収が困難なごみのうち、特に危険と判断されるものについては早期に回収する必要があることから、次のとおり地域計画に追加記載します。</p> <p>「海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。回収が困難なごみのうち、特に<u>地域住民や観光客等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるものについては、関係行政機関と連携し速やかに対応する。</u>」</p> <p>なお、漂着物の円滑な処理についての基本的な方向性は第1章3(1)②市町村の要請に記載しております。</p> <p>「市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。」</p> <p>また、危険性はないが市町村で処理できないごみ(処理困難物)については、第2章2「関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」に記載しております。</p> <p>「ボランティア団体における清掃資材の確保や回収したごみの処理(特に費用、処分方法)等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。」</p> <p>→<b>沖縄県地域計画へ反映</b></p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
14	同上	ボランティア清掃等において回収・処理が困難な漂着物について、連絡体制及び回収・処理体制を構築する必要がある。平成21年6月にとりまとめられている「海岸漂着危険物ガイドライン」において、危険物が漂着した際の海岸管理者の初動対応についてまとめられており、海岸管理者を中心に対応するのが望ましいと考える。また、回収・処理困難物の種類を具体的に明記し、ボランティア清掃で回収が可能なもの、不可能なものなど種類別に対応を考えたほうがよい。	No.13の見解と同じ

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
15	同上	<p>「海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。」とあります。</p> <p>現在、子どもボランティアによる清掃では宮古島市が受入可能なゴミ（漂着物を含みます）のみ回収しております。ボランティアという立場から、処理困難物を費用負担してまで処理をする事はできず、宮古島市がボランティアから無料で受け入れているゴミ（漂着物を含む）しか回収できないのが現状です。</p> <p>しかしながら、海岸漂着物で危険なものはもちろん処理困難物である事が多く、地域の子どもや観光客が怪我をする可能性が高いゴミ（注射針や電球など）を放置しなければならない結果になっております。一見、綺麗に清掃されているように見えても子どもを自由に遊ばせられなかったり、実際怪我をしている観光客も散見されます。</p> <p>現行、それらの処理が明確化されていない事から多くの海岸で放置されており、「回収が困難なごみへの対応協議等を行う。」では、この問題が解消されるとは思えません。</p> <p>美しい自然海岸を多数持つ沖縄ですから、海で遊ぶ地域の子どもたちが怪我をしないように、また沖縄県を支える観光振興のためにも、海岸管理者が責任もって処理する事を明記する必要があると思います。</p> <p>それにあわせ、各地域で処理困難物の処理依頼先（海岸管理者の連絡先）、回収依頼方法（または持ち込み方法）を明確にして頂く事が大事だと思っています。ぜひ、沖縄の地域住民と沖縄を愛する全ての人のために心ある修正を願い致します。</p>	No. 13 の見解と同じ

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
16	同上	<p>「回収困難なごみへの対応協議等を行う」とあるが、回収困難ごみ(市町村で受け入れ可能な一般廃棄物以外)については、海岸管理者が対応協議等を行い、回収・処理をする。などと明確にしないと回収困難なごみは、対応協議等を行うという曖昧な言葉では(協議の後はどうなるのか書かれていない)、今後のボランティア清掃の際に回収・処理ができない状況になると思う。また、受け入れ処理ができない状況では、ごみが海浜に置き去りにならざるを得ないことになり問題です。</p> <p>【理由】回収困難ごみが回収されず海浜に置き去りにならないようにするためにも明確に記載した方が良いと思う。</p>	No. 13 の見解と同じ

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
17	<p>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項 (4) コスト低減対策 ② 民間が実施する対策</p> <p>地域住民、民間団体、NPO等は、ボランティア清掃活動の拡大、更には行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に対し積極的に協力することにより、地域において必要となる海岸漂着物等の対策費用の軽減に努めるとともに、海岸清掃活動時のごみの適切な分別に努め、海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する処理コストの低減に協力するものとする。また、地域において先進的な活動を行っている民間団体やNPO等は、これらの取組が推進されるよう、地域において指導的な役割を担うよう努めるものとする。</p>	<p>コスト低減対策において、地域住民、民間団体、NPO等がボランティア清掃をする理由は、「ごみのないきれいな海岸にしたい」「次世代の子どもたちに申し訳ない」で十分であり、「海岸管理者等の対策費用の軽減」に努めなければいけないことまでボランティアに求めるべきではないと思う。</p>	<p>県内の海岸漂着物等の対策においては、海岸管理者や地元市町村で回収・処理に努めているものの、通常の管理の範疇を超えるもので負担も大きく、繰り返し漂着することから、十分な対策を講じることが困難な状況にあります。したがって、海岸管理者や地元市町村の取組みに加え、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠な状況といえます。</p> <p>ご指摘の項目につきましては、ボランティア活動が広がることにより行政機関の費用を含めた負担が減り、結果的にコスト低減につながるという考え方を記載しております。この点を多くの皆様にご理解いただけますよう、次のとおり地域計画の記載を変更します。</p> <p>「<u>地域住民、民間団体、NPO等による、ボランティア海岸清掃活動の拡大や海岸漂着物の適切な分別、更には行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に対する積極的な協力等は、結果として海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する海岸漂着物等の対策費用の軽減につながる</u>と考えられる。地域において先進的な活動を行っている民間団体やNPO等は、これらの取組が推進されるよう、指導的な役割を担うよう努めるものとする。」</p> <p>→沖繩県地域計画へ反映</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
18	<p>第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向</p> <p>3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性</p> <p>(1) 海岸漂着物等の円滑な処理</p> <p>③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項</p> <p>エ 廃棄物処理施設の整備の促進</p> <hr/> <p>第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画</p> <p>2. 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項</p> <p>ボランティア団体における清掃資材の確保や回収したごみの処理(特に費用、処分方法)等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う財政措置が必要である。</p> <hr/> <p>3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項</p> <p>(4) コスト低減対策</p> <p>① 行政が実施する対策</p> <p>特に、域内処理が困難な離島地域における小型焼却施設等の導入等について、積極的な支援を行うものとする。</p>	<p>27 ページ①のイ、②の反映として、積極的な表現では是非このままで残して欲しい。</p>	<p>ご指摘の箇所のうち、第1章3(1)③エ、及び第2章3(4)①の表現は、見直し案の原文のとおりとなっております。第2章2の表現については、趣旨を変えず文言を一部追加しております。</p> <p>「(略)また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。」</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
19	対象項目なし	<p>現在行われている地域グリーンニューディール基金による事業での、建設会社等民間企業の力を使っての海岸清掃、その継続についてなど、計画のどこかにリンクしているのか?</p> <p>ハコものの公共工事が萎む中で、公共事業としての清掃に、建設会社など民間企業が参画しやすくして清潔な海岸を維持するという、労働移動も含めた仕組み構築を地域計画として視野にいれて欲しい。</p>	<p>海岸漂着物対策事業では、地域の建設会社等に重点対策区域の回収事業を委託しております。本事業は平成21～24年度の期間で実施されるものとなりますが、今後も海岸漂着物対策について必要な予算措置を国に要望していくこととしております。</p> <p>ご指摘の民間企業の参画につきましては、地域計画第2章3(3)①「回収体制の基本方針」の清掃形態の一つとして、「国や県等の予算措置による回収事業」と位置づけております。</p>
20	対象項目なし	<p>国交予算の環境省予算への振替えも促進させる。そのための清掃作業積算の精緻化もはかる。</p>	<p>平成22年度海岸漂着物対策事業において、適切な海岸清掃計画の策定と実施のための「海岸清掃マニュアル(回収事業編)」を策定しました。この中で海岸漂着物の適正な回収処理方法や予算の積算方法等を整理しております。</p>
21	対象項目なし	<p>清掃作業での海岸生態系への影響を抑えられる重機の開発も図ってほしい。</p>	<p>地域計画では「海岸漂着物等の回収方法を検討する上では、環境配慮、環境保全の視点から人力を優先する。人力では対応が困難な場合には、重機や運搬及び搬出用の船舶、車輛等の必要性を検討する。」としています。この方針にもとづき、現在のところ環境に配慮した新たな重機の開発は予定しておりません。</p>
22	対象項目なし	<p>根本的にボランティア活動を中心においての漂着物対策には無理があり、局所的になってしまう。</p>	<p>No.2の見解と同じ</p>

	地域計画(見直し案)の項目	県民意見の内容	県の考え方・対応
22	対象項目なし	ボランティアによる特別管理廃棄物の回収・運搬・保管は法的に大丈夫か。	海岸に漂着する可能性のある特別管理一般廃棄物として、注射針等の医療系廃棄物、劇薬入り容器等の毒性廃棄物、発炎筒やガスボンベ等の爆発性廃棄物等が考えられます。これらの廃棄物をボランティア清掃で回収・運搬・保管することは違法行為ではありませんが、安全面で問題があります。危険物を発見した場合の連絡先についてはNo. 3を、その処理方針についてはNo. 13をご覧ください。
24	対象項目なし	竹富町でボランティアで集めたペットボトルを有料ゴミ袋に入れた時、町は回収するのでしょうか。県の指導は。	竹富町へ確認したところ、ボランティア海岸清掃で回収されたペットボトルは、生活ごみ回収時には受入れしていないとのことです。竹富町の廃棄物処理施設では、海岸漂着物等の処理は実施しておりませんが、代わりに石垣島への運搬及び処理費用を負担する制度を実施しております。詳しくは、竹富町HPの「海岸清掃のごみ処理」をご覧ください。 なお、この件について、沖縄県からの指導は特に必要ないと考えております。